解散公告

当社は、平成二十二年五月二十八日開催の定時株主総会の決議により、平成二十二年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三日

京都市下京区七条御所ノ内南町一〇三番地

株式会社ワコールデュープルベ

清算人　中村　友紀

解散公告

当社は、平成二十二年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三日

大阪市城東区新喜多一丁目四番四三―六〇一号

株式会社社錦

代表清算人　渡部なおみ

解散公告

当社は、平成二十二年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三日

広島市中区上幟町九番一号

株式会社五星

代表清算人　南　明星

解散公告

当社は、平成二十二年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三日

福岡県北九州市八幡西区東鳴水二丁目一五番一〇号

連合設計株式会社

代表清算人　川崎　相

右の者に対する秋田地方裁判所大館支部平成二十年（フ）第六四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一一三、四九六、七六二円

一、配当することのできる金額

金一、一九五、一九三円

平成二十二年六月三日

秋田県大館市字部垂町二四番地四

破産管財人　伊藤治兵衛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別市南が丘町二丁目二〇三番地の一、最後の住所北海道紋別市大山町一丁目二四番地の二四　被相続人　亡　森田　光義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月三日

北海道紋別市花園町二丁目三番二号

相続財産管理人司法書士　高橋　榮助

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道目梨郡羅臼町松法町番外地、最後の住所北海道目梨郡羅臼町知昭町二四番地二五　被相続人　亡　針原　洋之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月三日

北海道釧路市鶴ヶ岱二丁目一番一号

相続財産管理人弁護士　塚田　渥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市見沼区大字蓮沼一六七七番地二四、最後の住所埼玉県春日部市粕壁二丁目二番五―六〇三号

被相続人　亡　吉田　彰八

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月三日

埼玉県越谷市越ヶ谷一―一三―一二

相続財産管理人　弁護士　吉村　総一

解散公告

当社は、平成二十二年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三日

福岡県北九州市若松区青葉台西一丁目九番八号

上田設計事務所株式会社

代表清算人　上田　恵子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年五月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三日

仙台市青葉区本町一丁目一三番三二号オーロラビル二階

特定非営利活動法人みやぎアイティーサポートセンター　清算人　猪狩　雅子

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間満了により平成二十二年六月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三日

東京都千代田区猿楽町二丁目二番一〇号

財団法人日本学芸協会

代表清算人　寺田　明彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年五月六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三日

川崎市麻生区百合丘三丁目二〇番地的場マンション一〇二

特定非営利活動法人こころＮＥＴし・え・ん

清算人　塩倉　基枝

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年五月十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三日

大阪市中央区船越町二―三―八―五〇九

特定非営利活動法人あまの街道

清算人　髙松　俊王

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年五月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年六月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三日

東京都北区赤羽一丁目一九番七号

特定非営利活動法人全国ケーブルトラフ協会

清算人　櫻井　淳一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年七月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三日

長崎県佐世保市針尾東町二七〇八番地

社団法人西海橋観光協会

代表清算人　田上　稔

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年四月三十日定款に定める解散事由（診療所廃止）の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年六月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三日

沖縄県中頭郡西原町字翁長三九三番地

医療法人おおぎみクリニック

清算人　大宜見義夫

配当公告

秋田県大館市釈迦内字獅子ヶ森一番地の一

破産者　大館家具木工協同組合